

次世代育成支援対策推進法

特定事業主行動計画
(第3期：前期)

平成27年 3月策定

飯網町役場

I 計画の策定にあたり

1. 目的

平成 15 年 7 月 16 日に公布・施行された「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条の規定に基づいて、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、平成 18 年 5 月第 1 期本計画を策定し、平成 22 年「第 2 期 飯綱町役場特定事業主行動計画」を策定し、職場の環境整備を図ってきました。

平成 26 年 4 月 16 日次世代育成支援対策推進法の 10 年間の延長等を内容とする法律が成立し、これを受けて平成 26 年 11 月 28 日新たな行動計画策定指針が策定されました。

これを受けて、「第 3 期 飯綱町役場特定事業主行動計画」を策定し、より一層職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう職場の環境整備を進めていきます。

2. 計画期間

前期：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

後期：平成 32 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 5 年間

3. 推進体制の整備

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、次のとおり行動計画策定・推進委員会を引き続き設置します。

委員長	副町長
委員	総務課長、議会事務局長、企画課長、住民環境課長、 保健福祉課長、産業観光課長、建設水道課長、 税務会計課長、病院事務長、教育次長 職員団体（2 名）、保健師（1 名）
事務局長	総務課長（委員兼務）
事務局	総務課総務係

- (2) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習・情報提供等を実施します。
- (3) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口を設置します。
- (4) 本計画の推進にあたっては、行動計画の策定・推進委員会において実施状況の把握と点検を行い職員の意見やニーズを踏まえて、その後の対策や計画の見直し等に反映させます。
- (5) 本計画の実施状況については、前年度の取組状況や目標に対する実績等を毎年1回公表していきます。

II 行動計画の展開

1. 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 母体保護及び母体健康管理の観点から設けられている特別休暇制度の周知	継続実施	→
② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知	継続実施	→
③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直し	継続実施	→
④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務の軽減等	継続実施	→

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 妻の出産時における男性職員の 2 日間の特別休暇の取得促進	継続実施	→
② 妻の出産時における男性職員の特別休暇に併せ年次休暇の取得促進（5 日間程度）	未実施	検討

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業等の周知

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 育児休業等に関し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知	継続実施	→
② 育児休業等の取得手続きについて情報提供	継続実施	→
③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明	継続実施	→
④ 育児短時間勤務、育児部分休業及び早出遅出勤務制度の周知徹底と利用促進	継続実施	→

イ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 育児休業等の取得の申出があった場合、事例ごとに業務分担の見直し	継続実施	→
② 定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ職場の意識改革	未実施	年 1 回程度 開催

ウ 育児休業等を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通知等の送付等	継続実施	→
② 復職時においては、必要に応じ研修等を実施	継続実施	→

エ 育児休業等に伴う臨時職員の採用

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 職場内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時職員の採用により適切な代替要員の確保	継続実施	→

◎ 育児休業等の取得率（目標達成年度：平成 32 年度）

男性 10% 女性 100%

（参 考）

・ 育児休業取得率（平成 26 年 1 月 1 日現在）

男性職員 0% 女性職員 100%

（4）超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の超過勤務の縮減等の周知

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の超過勤務の縮減等の周知	継続実施	→

イ ノー残業デーの促進

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 定時退庁日を設定し、朝礼時等に、注意喚起を図るとともに、幹部職員による定時退庁の率先垂範	継続実施	→
② 定時退庁できない職員が多い部署を把握し、管理職員への指導の徹底	継続実施	→

ウ 事務の簡素合理化の推進

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 行政改革大綱実施計画により効率的な事務の遂行	継続実施	→
② 会議、打合せ等について、極力電子メール等の活用促進	継続実施	→

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 超過勤務の多い部署からのヒアリングを行ったうえで注意喚起	未実施	平成 27 年度 実施
② 超過勤務縮減の取り組みの重要性について、意識啓発	継続実施	→
③ 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実	継続実施	→

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の推進

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 各種会議等の場において、定期的に取得促進の周知	未実施	平成 27 年度 実施
② 課長等が、部下の年次休暇の取得状況を把握し、年次休暇の取得の促進を指導	継続実施	→
③ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備	継続実施	→

イ 連続休暇等の取得の推進

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 月・金曜日と週休日を組み合わせた年次休暇の取得推進	継続実施	→
② 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進	継続実施	→
③ 国民の祝日、夏季休暇、年末年始、ゴールデン・ウィーク等とあわせた年次休暇の取得促進	継続実施	→
④ 勤続 10 周年毎等の節目に、年次休暇を利用した 3 日間以上の休暇の取得促進	継続実施	→
⑤ 年 1 回、年次休暇を利用した 1 週間のリフレッシュ休暇の取得促進	未実施	平成 32 年度 までに検討
⑥ 職員や家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進	未実施	平成 32 年度 までに検討
⑦ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛	継続実施	→

ウ 子どもの看護等の特別休暇の取得の促進

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成	継続実施	→

◎ 年次休暇取得目標（職員一人当たり）

15 日以上

（参 考）飯綱町職員年度別年次休暇取得日数（一人当たり）

平成 25 年度 8.4 日

平成 24 年度 7.7 日

平成 23 年度 7.4 日

平成 22 年度 8.3 日

（6）職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発	未実施	平成 32 年度 までに検討
② 各年齢層に対して、研修を通じた意識啓発	未実施	年 1 回程度 開催
③ セクシャルハラスメントの防止のための研修会を開催	未実施	年 1 回程度 開催
④ 「特定職員による職場でのお茶くみ廃止」等について周知	継続実施	→

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 来庁者に対して乳幼児が安心して利用できるベビーベット等の設置	未実施	平成 32 年度 までに検討
② 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取り組みの推進	継続実施	→

(2) 子育てに関する地域貢献活動

ア 子どもの体験活動等の支援

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供	継続実施	→
② 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施	未実施	平成 32 年度 までに検討

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
① 交通事故防止について綱紀肅正通知による呼びかけを実施	継続実施	→
② 交通安全講習会の実施や、専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援	未実施	平成 32 年度 までに検討

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

具体的な行動計画	平成 26 年度 実施事業量等	平成 32 年度 目標事業量等
子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援	未実施	平成 32 年度 までに検討